

令和8年度 成田市いずみ聖地公園 合葬式墓地使用者募集



【事前申込受付期間】 令和8年7月1日(水)～7月24日(金)

1. 合葬式墓地について

- ・合葬式墓地は承継を必要としない墓地として、1体又は2体の焼骨を個別に埋蔵する納骨室及び多数の焼骨を合わせて埋蔵する合葬室により構成される施設です。
- ・施設内には納骨時以外は入室することはできず、お参りは施設正面の参拝スペースで行っていただきます。



納骨室(1階)



合葬室(地下1階)



参拝スペース

2. 埋蔵方法

(1)通常合葬

- ・使用許可日から20年間※は骨壺を納骨室に埋蔵し、20年経過後は納骨袋に移し替えて合葬室に埋蔵します。※納骨から20年間ではありませんのでご注意ください。
- ・納骨室に埋蔵されている間は焼骨の返還が可能ですが、合葬室に移し替えた後は返還できません。
- ・納骨室使用期間の延長はできません。
- ・納骨室の使用場所及び番号は、市が指定するため使用者は選べません。

(2)直接合葬

- ・納骨室を使用せず、本市が指定する納骨袋に入れた状態で合葬室に直接埋蔵する方法です。
- ・複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、焼骨を返還することができません。

3. 申請区分・使用料

募集は毎年行う予定です。令和8年の募集数は以下のとおりです。

申請区分		募集数		使用料
区分A	通常合葬	焼骨所持1体分	10枠 10体	112,000円
区分B		焼骨所持2体分 又は 生前予約1体分 + 焼骨所持1体分	35枠 70体	224,000円
区分C		生前予約1体分	10枠 10体	112,000円
区分D		生前予約2体分	35枠 70体	224,000円
区分E	直接合葬	生前予約1体分	10枠 10体	50,000円
区分F		生前予約2体分	35枠 70体	100,000円
区分G		焼骨所持	制限なし 事前申込不要で本申請 を受け付けます	1体につき 50,000円

<焼骨所持> 亡くなられた方の焼骨をお持ちの場合。別の墓地に納骨されている焼骨を改葬する場合を含みます。

<生前予約> 申込者本人及び親族の墓地として生前に申し込むこと。

4. 申請資格

- ・成田市民となって1年以上経過していること(市外居住者の特例措置あり)。
- ・埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。
- ・市営霊園の一般墓地(普通墓地・芝生墓地)の使用許可を受けていないこと
(※現在使用している一般墓地を返還し、合葬式墓地に改葬する場合は可)。
- ・埋蔵できる焼骨との関係は、配偶者(内縁を含む)、3親等以内の血族、2親等以内の姻族に限る。
ただし、墓じまい、改葬による場合は制限なし。
- ・通常合葬で使用する場合は、埋蔵する焼骨が2体までであること。
- ・生前予約の利用者は65歳以上であること。

5. 申請方法

応募者多数の場合は抽選を行うため、事前申込をお願いします。 当選された後に本申請となります。

※区分Gは事前申込不要で本申請を受け付けます。

【事前申込方法】

窓口へ持参、郵送、オンラインのいずれかで受け付けます。

詳しくは合葬式墓地募集案内パンフレットまたは市ウェブサイトをご覧ください。

<パンフレット> 成田市役所環境衛生課、いずみ聖地公園管理事務所、下総支所、大栄支所、各公民館、図書館、コミュニティセンター、保健福祉館にあります。

<市ウェブサイト> <https://www.city.narita.chiba.jp> から 市営霊園

検索 🔍

<お問い合わせ>

成田市環境部環境衛生課 〒286-8585 成田市花崎町760番地

TEL:0476-20-1531 FAX:0476-22-4436

E-mail:eisei@city.narita.chiba.jp